

石川県公衆浴場施設改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、公衆浴場の入浴施設の整備を図り、もって福祉浴場としての役割を増進するとともに、経営の安定と公衆衛生の向上に資するため、市町が行う公衆浴場施設改善補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく許可を受け、又は受けようとする施設であつて、石川県公衆浴場基準条例（昭和45年石川県条例第16号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場（市町が経営し、又は経営を委託しているものを除く。）をいう。

(補助対象経費)

第3条 第1条に規定する公衆浴場施設改善補助事業に要する経費は、公衆浴場営業者（以下「間接補助事業者」という。）が行う別表の施設等の新設又は更新の事業（以下「施設改善事業」という。）に対し、当該事業に要する経費のうち、それぞれの施設等の本体の価格及びその設置に要する工事費（以下「施設改善事業費」という。）の3分の2以上に相当する額、又は施設改善事業費がそれぞれの施設ごとに別表に定める額（以下「基本額」という。）を超える場合にあつては基本額の3分の2以上の額を市町が補助する場合の経費とする。

(補助額等)

第4条 補助金の額は施設改善事業費の3分の1に相当する額、又は基本額の3分の1のいずれか少ない額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町長は、別記様式1による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式2）
- (2) 歳入歳出予算書（別記様式3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を市町長に通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止の申請)

第7条 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をし、中止をし、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記様式4又は別記様式5による承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等承認の通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更承認申請に係る補助事業の内容が適正であると認めるときは、その旨を市町長に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 市町長は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記様式6による実績報告書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式7)
- (2) 歳入歳出決算見込書(別記様式8)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を市町長に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、当該市町長が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 石川県補助金交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 間接補助事業者が、別に定める期間内に廃業したとき。

(間接補助金の交付)

第12条 市町長は、補助金の支払いを受けたときは延滞なく間接補助事業者に対して交付しなければならない。

(書類の整備)

第13条 市町長は、補助金に関する書類を整備して当該補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(間接補助金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第14条 市町長は、間接補助事業者に対して間接補助金を交付するときは、この要綱の趣旨に従い、必要な条件を付さなければならない。

(附則)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第11条第4号の規定は、昭和61年4月1日以降の工事完了事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に実施する補助事業について適用する。

(別表) 施設改善事業(費)等について

(単位:千円)

施設改善事業 (補助対象事業)			基本額 ① (補助対象基本額)	補助単価 ①*1/3
ふろ釜			3,000	1,000以内
ろ過機			1,500	500以内
温水器			1,200	400以内
バ リ ア フ リ ー 関 係	玄関	・段差解消(スロープ等) ・手摺	300	100以内
	脱衣室	・滑り止め加工 ・手摺	300	100以内
	便所	・段差解消(スロープ等) ・洋式便器 ・トイレ用簡易手摺	300	100以内
	洗い場	・段差解消(スロープ等) ・カラン、シャワー ・手摺	300	100以内
	浴槽	・手摺	300	100以内
燃料転換改修(エコ改修)※			600	200以内

※ 燃料をA重油等から廃油へ転換するための改修費補助

第 号
令和 年 月 日

石川県知事

様

住 所

市町長名

印

令和 年度石川県公衆浴場施設
改善事業費補助金交付申請書

公衆浴場施設改善事業を実施したいので、補助金を交付されたく石川県補助金
交付規則及び石川県公衆浴場施設改善事業費補助金交付要綱の規定により関係書
類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書

令和 年度歳入歳出予算書

歳 入

款 項	目	節	予 算 額			摘 要
			当 初	補 正	計	

歳 出

款 項	目	節	予 算 額			摘 要
			当 初	補 正	計	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

市町長名

印

第 号
令和 年 月 日

石川県知事

様

住 所
市町長名

印

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け薬 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度石川県公衆浴場施設改善事業について、次のとおり事業を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更申請額 金 円
2. 変更の理由
3. 変更の内容

(添付書類)

1. 事業計画書
2. 歳入歳出予算書

第 号
令和 年 月 日

石川県知事

様

住 所
市町長名

印

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け薬 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度石川県公衆浴場施設改善事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので承認願います。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止（廃止）の内容

第 号
令和 年 月 日

石川県知事

様

住 所
市町長名

印

令和 年度石川県公衆浴場
施設改善事業実績報告書

令和 年 月 日付け薬 第 号により補助金交付決定の通知があった標記補助事業が完了したので、石川県補助金交付規則及び石川県公衆浴場施設改善事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

補助金精算額 金 円

(添 付 書 類)

- (1) 事業実績書
- (2) 歳入歳出決算見込書

別記様式 8

令和 年度歳入歳出決算見込書

歳 入

款 項	目	節	予 算 額			摘 要
			当 初	補 正	計	

歳 出

款 項	目	節	予 算 額			摘 要
			当 初	補 正	計	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

市町長名

印